

豊川市監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年6月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

監査結果に基づく措置通知書（建設部公園緑地課）

監査実施期間 平成27年1月 9日から

豊川市監査公表第55号分

平成27年2月16日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 スポーツ公園の使用料の収納事務を、分任出納員以外の職員が取扱っているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の領収印の配備について検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 施設管理協会人件費補助金について、補助の交付対象及び交付額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>2 施設管理協会が取扱う施設の使用料及び物品の売払代金について、指定管理仕様書に徴収時期及び払込方法など、具体的な収納事務の内容を明記されたい。</p> <p>3 公園緑地課窓口で取扱うスポーツ公園の使用料の収納事務について、予算決算会計規則施行要綱に定められた納入通知書が使用されていないため、改善されたい。</p> <p>4 行政財産目的外使用料の徴収事務について、納入義務者及び調定額に誤りがあるため、改善するとともに当該使用料を還付又は請求されたい。 (障害者(児)団体連絡協議会が赤塚山公園内に設置する飲料水等自動販売機)</p>	<p>1 平成27年度より、スポーツ公園の使用料の収納事務が、スポーツ課に移管されるとともに、公の施設の指定管理者の事務となったため、本課における当該事務の取扱いがなくなった。</p> <p>1 左記指摘事項について、平成27年度より改正した補助金交付要綱を施行するため、平成27年3月31日に要綱の対象経費及び交付額を明確に規定した。</p> <p>2 平成27年度より施設管理協会が取扱う施設の使用料及び物品の売払代金の収納事務について、指定管理仕様書に、徴収時期及び払込方法を具体的に明記した。</p> <p>3 平成27年度より、スポーツ公園の使用料の収納事務が、スポーツ課に移管されるとともに、公の施設の指定管理者の事務となったため、本課における当該事務の取扱いがなくなった。</p> <p>4 平成27年4月末に、左記指摘事項に係る納入義務者及び調定額の誤りを訂正するとともに、使用料の還付及び請求の事務を行い、当該収納事務を完結した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年5月25日現在のものである。